４）～６）　（略）

７）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

８）　（略）

９）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

10）　（略）

⑷　可燃性物質類

「Ｙ440」～「491」　（略）

「492」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈫１）～４）　（略）

５）単電池及び組電池はショートに対して保護し、かつ、他の組電池と絶縁されていること。

「493」～「Ｙ495」　（略）

「496」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈫１）ショートを防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。

２）～６）　（略）

「497」　（略）

⑸　酸化性物質

「Ｙ540」～「563」　（略）

「565」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈫１）　（略）

２）次に掲げる不測の作動を防止する装置が２つ以上備わっていること。

ア）　（略）

イ）電気的に作動する装置

導線は機械的にショート接続されており、金属ホイルで保護されていること。

ウ）　（略）

３）・４）　（略）

「570」　（略）

４）～６）　（略）

７）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

８）　（略）

９）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

10）　（略）

⑷　可燃性物質類

「Ｙ440」～「491」　（略）

「492」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈫１）～４）　（略）

５）単電池及び組電池は短絡に対して保護し、かつ、他の組電池と絶縁されていること。

「493」～「Ｙ495」　（略）

「496」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈫１）短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。

２）～６）　（略）

「497」　（略）

⑸　酸化性物質

「Ｙ540」～「563」　（略）

「565」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈫１）　（略）

２）次に掲げる不測の作動を防止する装置が２つ以上備わっていること。

ア）　（略）

イ）電気的に作動する装置

導線は機械的に短絡接続されており、金属ホイルで保護されていること。

ウ）　（略）

３）・４）　（略）

「570」　（略）